

# I - 1 地域の公共交通ネットワークの再構築

## 事業名 : 地域公共交通確保維持改善事業

<b>支援策の概要</b>		多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。その一環として、高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。	
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	交通事業者等（地域における協議会の議論を経て、バリアフリー化設備等整備事業に資する計画を作成することが前提）	市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）
	<b>対象事業</b>	<b>○バリアフリー化設備等整備事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのバリアフリー化、待合・乗継環境向上のための設備整備（段差の解消、誘導ブロックの整備 等）</li> <li>・ノンステップバス、リフト付きバスの導入</li> <li>・福祉タクシーの導入</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>他</b></p>	<b>○地域公共交通バリアフリー化調査事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想の策定に必要な経費</li> </ul>
	<b>交付率</b>	1 / 3 等	1 / 2（上限500万円）
<b>問い合わせ先</b>		<b>【事業全体に関すること】</b> 国土交通省 総合政策局 地域交通課 T E L 03-5253-8111（内線54-805） F A X 03-5253-1559 <b>【鉄道に関すること】</b> 各地方運輸局鉄道部／沖縄総合事務局運輸部にお問い合わせ下さい <b>【自動車に関すること】</b> 各地方運輸局自動車交通部／沖縄総合事務局運輸部にお問い合わせ下さい	<b>【地域公共交通バリアフリー化調査事業に関すること】</b> 国土交通省 総合政策局 共生社会政策課 T E L 03-5253-8111（内線25-518） F A X 03-5253-1552

### 整備事例



車椅子用階段昇降機



ノンステップバス



リフト付きバス



福祉タクシー

# I - 2 地下鉄のバリアフリー化の推進

## 事業名 : 都市鉄道整備事業

<b>支援策の概要</b>		地下鉄駅における安全性・利便性の向上を図るため、エレベーターの設置による段差の解消、障がい者対応型多機能トイレの設置等を推進する。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体、準公営 等
	<b>対象事業</b>	駅のバリアフリー化等のための大規模改良
	<b>対象地域</b>	都市及びその周辺
	<b>交付率</b>	補助対象建設事業費の35%以内
	<b>その他</b>	-
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 TEL 03-5253-8534 (内線40-432) FAX 03-5253-1635

### 整備事例

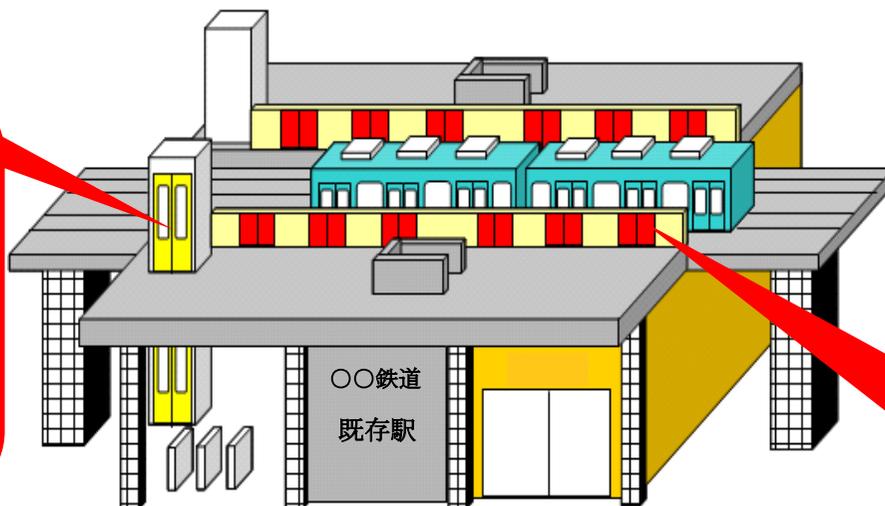
#### バリアフリー化設備の整備



エレベーター



障害者対応型トイレ



#### 転落を防止するための設備の整備



ホームドア

# I - 3 駅空間の質的進化（次世代ステーション創造事業）

**事業名** : 鉄道駅総合改善事業

**支援策の概要**

公共交通やまちづくりの拠点としての駅の役割の重要性が増大している中、駅の施設整備に対するニーズは多様であり、駅の特성에応じた様々な機能が期待されていることから、駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図る。  
地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の質的進化に資する施設の整備に対して支援する。

**支援策の内容**

**対象者**

鉄軌道事業者

**対象事業**

駅改良、駅改良と併せて行うバリアフリー施設及び駅空間高度化機能施設の整備を支援

- 駅改良
  - ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性向上
  - ・跨線橋や人工地盤等の整備 等
- バリアフリー化
  - ・バリアフリー施設（エレベーター、ホームドア、バリアフリースイレ等）の整備
- 駅空間高度化機能施設の整備
  - ・生活支援機能施設（保育所、病院等）
  - ・観光案内施設（観光案内所、手荷物預かり所等）

**交付率**

[国] 補助対象事業費の1/3以内  
バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅は1/2以内  
[地方] 国と同等以上

**その他**

—

**問い合わせ先**

国土交通省 鉄道局  
都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室  
TEL 03-5253-8584 (内線40-613)  
FAX 03-5253-1635

**整備事例**



駅改良と併せて行うバリアフリー化



ホーム拡幅



保育施設



観光案内所



# I - 4 公共交通機関等におけるインバウンド対応の支援

## 事業名 : 地域における受入環境整備促進事業・公共交通利用環境の革新等事業

<b>支援策の概要</b>		訪日外国人旅行者数6,000万人等の実現に向けて、ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現する取り組みを支援する。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	交通事業者等（地方ブロック毎に設置される会議において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画を策定し、提出することが前提。）
	<b>対象事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄軌道駅等における段差の解消（エレベーター、スロープ等）に要する経費</li> <li>・ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に要する経費</li> <li>・車内等を含めた洋式トイレの整備に要する経費</li> <li>・交通系ICカードの利用を可能とするシステム導入等に要する経費 等</li> </ul>
	<b>交付率</b>	1 / 2、1 / 3、通常車両価格との差額の2 / 3（空港アクセスバスに限る） 等
<b>問い合わせ先</b>		<p>【事業全体に関すること】 国土交通省 観光庁 外客受入参事官室 TEL: 03-5253-8972          国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL: 03-5253-8396</p> <p>【補助金の活用に関する詳細】 最寄りの地方運輸局等までお問い合わせ下さい。</p>

### 整備事例



全国共通ICカードの導入



エレベーター



ノンステップバス



リフト付きバス



スロープ



ユニバーサルデザインタクシー



交通施設や車両等の洋式トイレ、多機能トイレの整備

# I - 4 宿泊施設等におけるバリアフリー化の支援

**事業名** : 宿泊施設バリアフリー化促進事業（ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業）(R6年度当初予算)  
 観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業（R6年度補正予算）

<b>支援策の概要</b>		全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。 <b>(R6年度当初予算)</b> 高齢者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備し、ユニバーサルツーリズムを促進するために、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等を支援する。 <b>(R6年度補正予算)</b>
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）※R6年度補正予算からは観光施設も対象
	<b>対象事業</b>	宿泊施設の客室、共用部におけるバリアフリー化 ※R6年度補正予算からは観光施設のバリアフリー化も対象
	<b>交付率</b>	R6年度当初予算事業：1／2 1宿泊事業者あたり上限500万円 R6年度補正予算事業：1／2 1施設あたり上限1,500万円
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL: 03-5253-8330 (R6年度当初予算) 国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化） TEL: 03-5253-8948 (R6年度補正予算)

## 整備事例

### 客室の改修（例）



客室のバリアフリー化



客室トイレのバリアフリー化



浴室のバリアフリー化

### 共用部の改修（例）



スロープの設置



車椅子対応エレベーターの設置



共用トイレのバリアフリー化



食堂の段差解消

# I - 5 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

**事業名** : 港湾機能高度化施設整備費補助

<b>支援策の概要</b>		港湾の機能の高度化を図るために必要となる施設について、地方公共団体（港務局を含む。）又は民間事業者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の安全の向上を図る。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人、港湾法第43条の1第1項又は第6項により指定を受けた者、港湾法第54条の3第2項により港湾管理者の認定を受けた者
	<b>対象事業</b>	旅客船が定期的に就航する港湾において高齢者、障害者等が安全に利用できるようにするために、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン）」に基づき、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮した構造とする旅客船ターミナルの施設の整備に関する事業（ただし、バリア解消との関連性に乏しい部分については対象としない。）
	<b>対象地域</b>	－
	<b>交付率</b>	1 / 2 以内
	<b>その他</b>	－
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 港湾局 計画課 TEL 03-5253-8111（内線46-348） FAX 03-5253-1650

## 事業のイメージ



ターミナル入口に手すり、スロープがなく、危険な状態



地域の生活を支える旅客船ターミナルについて、円滑な利用に配慮した構造とする整備を支援



手すり、スロープが整備され、安全な状態

# I - 6 空港のバリアフリー化の推進

## 事業名 : 空港整備補助事業

<b>支援策の概要</b>		地方公共団体が管理する空港においてバリアフリー化の推進のため、高齢者、障害者等の移動の円滑化を目的として、歩道ルーフ等の整備に対して支援を行う。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体
	<b>対象事業</b>	構内道路のバリアフリー化に関する事業（歩道ルーフの整備、横断歩道ルーフの整備、歩道段差の解消 等）
	<b>対象地域</b>	特定地方管理空港、地方管理空港、その他の空港（国管理空港、共用空港を除く）
	<b>交付率</b>	特定地方管理空港：（一般）55%，（北海道）2/3 地方管理空港：（一般）50%，（北海道）60%，（離島）80%，（奄美）80%，（沖縄）90% その他の空港：40%
	<b>その他</b>	－
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 航空局 空港計画課 TEL 03-5253-8111（内線49-233）

### 事業のイメージ・整備事例



歩道ルーフ



横断歩道ルーフ



## Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金（都市再生整備計画事業等）

### 事業名：都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

<b>支援策の概要</b>		市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	市町村、市町村都市再生協議会
	<b>対象事業</b>	都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業等 ○基幹事業：道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、誘導施設相当施設、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等 ○提案事業：事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業
	<b>対象地域</b>	次のいずれかの要件に該当する地区 【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの等。 （１）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域 （２）市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域（都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載） （３）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】 ○地方公共団体において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域。 【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】 ○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分） （１）基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。 （２）基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。 【要件④：産業・物流機能の強化】 ○産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む））であり、以下のいずれかの区域【（１）、（２）ともに、複数の要件を満たす必要】 （１）半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域。（国策的プロジェクトは内閣府が選定） （２）以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（団地面積が概ね10ha以上等の要件有り）【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】
	<b>交付率</b>	40%（国の重要施策に適合するものについては45%）
<b>その他</b>	－	
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 都市局 市街地整備課 T E L 03-5253-8111（内線32-763） F A X 03-5253-1591

## Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金（都市再生整備計画事業等）

### 事業名：都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

<b>支援策の概要</b>		災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	市町村、市町村都市再生協議会
	<b>対象事業</b>	都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業等 ○基幹事業：道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等 ○提案事業：事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業
	<b>対象地域</b>	次のいずれかの要件に該当する地区 【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】 ○市町村において立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載) ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※ <sup>1</sup> ・災害リスクの高い地域を含まない区域 ・以下のいずれかの区域 (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※ <sup>2</sup> から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※ <sup>2</sup> から半径500mの範囲内の区域 (2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 ※ <sup>2</sup> ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。 【要件②：市街化調整区域・非線引き白地地域における防災拠点の形成】 ○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載） ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※ <sup>3</sup> ・人口減少率が原則20%未満の市町村 ・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域 ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域 ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と齟齬のない区域 ・災害リスクの高い地域を含まない区域 【要件③：都市計画区域外における防災拠点の形成】 ○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載） ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※ <sup>1</sup> ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域 ・災害リスクの高い地域を含まない区域
	<b>交付率</b>	40%（国の重要施策に適合するものについては45%）
<b>その他</b>	－	
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL 03-5253-8111（内線32-763）FAX 03-5253-1591

## Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業）

### 事業名：都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

<b>支援策の概要</b>		大規模地震等に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的なバリアフリー化等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行うことを目的とする。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体
	<b>対象事業</b>	①都市公園の防犯性の向上 ②都市公園の豪雨対策 ③地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修 ④都市公園における公園施設のバリアフリー化 ⑤都市公園における感染症対策（ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の対策に限る。） ○総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの
	<b>対象地域</b>	—
	<b>交付率</b>	【用地費】 1／3      【施設費】 1／2
	<b>その他</b>	交付期間： 令和10年度まで（④については令和7年度まで、⑤については令和5年度までに事業計画に定めたものに限る）
<b>問い合わせ先</b>	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 T E L 03-5253-8111（内線32-953） F A X 03-5253-1593	

### 整備事例



車いす専用の駐車場



障がい者等に配慮したトイレ



誰もが使いやすい園路や休憩所

老朽化が進んだ公園施設を、子どもや高齢者をはじめ誰もが使いやすいようにバリアフリー化するとともに、地域のニーズに合わせ再整備

## Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）

**事業名** : 公営住宅整備事業等

**支援策の概要** 地方公共団体が新規に整備する公営住宅等について、住戸内の段差の解消や手すりの設置等、高齢者等に対応した仕様とするほか、既存の公営住宅等についてバリアフリー化に資する改善事業等に対して支援する。

<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体
	<b>対象事業</b>	1) 公営住宅等整備事業 2) 地域優良賃貸住宅整備事業 3) 公営住宅等ストック総合改善事業
	<b>対象地域</b>	全国
	<b>交付率</b>	地方公共団体負担の原則50%
	<b>その他</b>	—

**問い合わせ先** 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課  
TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1628

### 整備事例

公営住宅等ストック総合改善事業によるバリアフリー化



段差解消



## Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金（住環境整備事業）

### 事業名： バリアフリー環境整備促進事業

**支援策の概要** バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム（スロープ・エレベーター等）の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体、民間事業者、協議会等
	<b>対象事業</b>	1) 基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成 2) 移動システム等整備事業 ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等） ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。） ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等 3) 認定特定建築物等整備事業 ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。） ・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。） ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等 4) 既存建築物バリアフリー改修 ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（小規模店舗等も対象で規模要件なし） ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物
	<b>対象地域</b>	・三大都市圏の既成市街地等 ・人口5万人以上の市 ・一定の要件を満たす都市機能誘導区域 等 ・バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域
	<b>交付率</b>	・地方公共団体又は協議会等が施行者の場合 国：1/3、地方：2/3 ・民間事業者が施行者の場合 国：1/3、地方：1/3、民間：1/3
	<b>その他</b>	—

### 事業のイメージ

屋外の移動システム（エレベーター）の設置

屋外の移動システム（スロープ）の設置

屋内の移動システム（エレベーター）の設置

移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（ホール）

トイレのバリアフリー化

スロープの設置

ローカウンター（カウンター）の設置

**問い合わせ先** 国土交通省 住宅局 市街地建築課  
 TEL 03-5253-8111  
 FAX 03-5253-1631

# II 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業等）

## 事業名： まちなかウォークアブル推進事業

<b>支援策の概要</b>		車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	市町村、市町村都市再生協議会
	<b>対象事業</b>	都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業等 ○基幹事業：道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※ 等 <small>※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル活用、子ども・子育て支援等の国が定める「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能</small> ○提案事業：事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づくソフト事業・ハード事業）
	<b>対象地域</b>	次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、 <b>都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域</b> <small>（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）</small> <b>【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】</b> ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域 （１）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・駐車場から半径500mの範囲内の区域 （２）市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。拠点となる施設の設定方針を都市再生整備計画に記載） （３）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 <b>【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】</b> ○地方公共団体において、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域 <b>【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】</b> ○立地適正化計画等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点（都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分） ○基幹市町村※と連携市町村※が共同で作成する広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた連携市町村の地域生活拠点（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分） <small>※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村          連携市町村：都市計画区域を有しない市町村</small>
<b>交付率</b>	50%	
<b>その他</b>	—	
<b>問い合わせ先</b>	国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL 03-5253-8111（内線32-848） FAX 03-5253-1591	



## II 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）

### 事業名：地域公共交通再構築事業

<b>支援策の概要</b>		地域づくりの一環として、地域公共交通ネットワークの再構築に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、地域公共交通計画及び立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画において中長期的に必要なネットワーク（鉄道・バス路線）を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援する。			
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体			
	<b>対象事業</b>	地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通特定事業の実施計画の認定を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する次の施設の整備 ・鉄道施設（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等）の整備 ・バス施設（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備 ※上記とあわせて、効果促進事業（地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途）で、鉄道・バス車両の導入も支援			
	<b>対象地域</b>	地域公共交通計画（ローカル鉄道の再構築協議会において作成された再構築方針を含む）が作成され、かつ地域公共交通特定事業の実施計画の国土交通大臣認定を受けている地域			
	<b>交付率</b>	1 / 2 等			
	<b>その他</b>	令和5年度より新規創設			
<b>問い合わせ先</b>	国土交通省	総合政策局	地域交通課	T E L 03-5253-8111（内線54-818）	F A X 03-5253-1559
	国土交通省	鉄道局	鉄道事業課	T E L 03-5253-8111（内線40-514）	F A X 03-5253-1635
	国土交通省	自動車局	旅客課	T E L 03-5253-8111（内線41-254）	F A X 03-5253-1636

### 整備事例（イメージ）



（駅の新設・移設・改築）



（エレベーターの整備）



（スロープの整備）

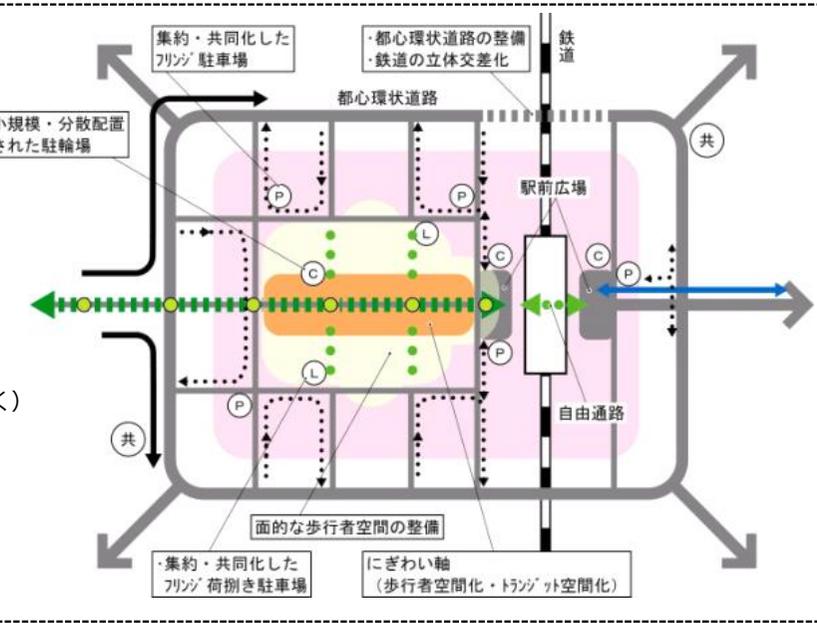


（バス停留所の設置）

# Ⅲ - 1 都市交通の円滑化の推進

## 事業名 : 都市・地域交通戦略推進事業

<b>支援策の概要</b>		都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的として、自由通路、駐車場、バリアフリー交通施設等の公共的空間等の整備に対して支援を行う。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体等
	<b>対象事業</b>	1) 整備計画の作成に関する事業 2) 公共的空間等の整備に関する事業（公共的空間の整備、駐車場の整備、バリアフリー交通施設の整備 等） 3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業（都市情報提供システムの整備 等）
	<b>対象地域</b>	①都市・地域総合交通戦略を策定している区域または策定することが確実と見込まれる区域 ②立地適正化計画を策定している区域 ③都市機能誘導区域と地域生活拠点とを結ぶ公共交通ネットワークを含む区域 ※整備計画の作成に関する事業以外の事業については、地区交通戦略に即地的かつ具体的な位置づけのある事業のみを支援
	<b>交付率</b>	1 / 3 以内（立地適正化計画に位置づけられた事業、バリアフリー基本構想の重点整備地区で行われるバリアフリー交通施設の整備等は1 / 2 以内）
	<b>その他</b>	—
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 都市局 街路交通施設課 T E L 03-5253-8111（内線32-834） F A X 03-5253-1592



### 事業のイメージ・整備事例

都市情報提供システム

自由通路

ペDESTリアンデッキ  
交通広場

駐車場

<p>〈公共交通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道軸 </li> <li>公共交通軸 </li> <li>にぎわい軸 </li> <li>路線バス </li> </ul> <p>〈交通結節点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅 </li> <li>公共交通停留所 </li> </ul>	<p>〈駐車・駐輪・荷捌き施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場 </li> <li>駐輪場 </li> <li>荷捌き駐車場・スペース </li> <li>共同集配施設 </li> </ul>	<p>〈動線〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通過車両 </li> <li>自家用車、貨物車（一方通行） </li> <li>（双方向通行） </li> <li>歩行者専用道 </li> </ul> <p>〈土地利用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の集約拠点 </li> <li>面的な歩行者空間 </li> </ul>
---	--	--

バリアフリー交通施設

# Ⅲ - 2 公的賃貸住宅等におけるバリアフリー化の推進①

## 事業名 : サービス付き高齢者向け住宅整備事業

<b>支援策の概要</b>		「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等
	<b>対象事業</b>	サービス付き高齢者向け住宅として登録される住宅を整備する以下の事業 1) 新築による供給                      2) 既存住宅の改良等による供給                      3) 既設のサービス付き高齢者向け住宅の改修
	<b>対象地域</b>	全国
	<b>交付率</b>	1) 住宅：新築 1/10 等（上限70・120・135万円／戸※ 等）※ ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とする。 高齢者生活支援施設：新築 1/10 等（上限1,000万円／施設 等） 2) 住宅：改修 1/3（上限195万円／戸 等）、高齢者生活支援施設：改修 1/3（上限1,000万円／施設 等） 3) 住宅：既設改修 1/3（上限10・35・150万円／戸 等）、交流施設：既設改修 1/3（上限1,000万円／施設）
	<b>その他</b>	-
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 住宅局 安心居住推進課 TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-8140

### 事業のイメージ

【登録基準】（※有料老人ホームも登録可）

- 《ハード》
- ・床面積：原則25㎡以上
  - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
  - ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）

- 《サービス》
- ・サービスを提供すること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）

- 《契約内容》
- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること
  - ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
  - ・前払金に関して入居者保護が図られていること
  - （初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け）

#### 【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

#### 【行政による指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し



# Ⅲ - 2 公的賃貸住宅等におけるバリアフリー化の推進②

## 事業名 : 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業

<b>支援策の概要</b>		高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保のため、民間賃貸住宅や空き家を活用したセーフティネット住宅等に係る改修費用に対して補助を行う。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	民間事業者等
	<b>対象事業</b>	【要件】 住宅確保要配慮者専用の賃貸住宅として登録される住宅等を整備する事業 等 【補助対象費用】 「バリアフリー改修工事」「耐震改修工事」「共同居住のための改修工事」等に要する費用
	<b>対象地域</b>	全国
	<b>交付率</b>	【補助率】 ○国による直接補助 補助率：国 1 / 3 ○地方公共団体を通じた補助 補助率：国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3 【補助限度額】 国費限度額：50万円/戸 等
	<b>その他</b>	-
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 住宅局 安心居住推進課 TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-8140 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1628

### 整備事例 バリアフリー改修工事の事例



# Ⅲ - 4 建築物ストックのバリアフリー改修等の推進

## 事業名 : 既存建築物省エネ化推進事業

<b>支援策の概要</b>		2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修の促進を図るため、躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入を行う民間等による省エネ改修工事に対して支援を行う。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	民間事業者等
	<b>対象事業</b>	<p>【要件】</p> <p>以下の要件を全て満たす、建築物（非住宅）の省エネ改修工事</p> <p>①躯体（壁・天井等）の省エネ改修（高機能換気設備を設置する場合は、躯体又は外皮の改修）を伴うものであること</p> <p>②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること（ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上・高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能）</p> <p>③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと ④改修後に耐震性を有すること</p> <p>⑤省エネ性能を表示すること ⑥事例集への情報提供に協力すること 等</p> <p>【補助対象費用】</p> <p>省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示 に要する費用</p>
	<b>対象地域</b>	全国
	<b>交付率</b>	補助対象工事の1 / 3以内
	<b>その他</b>	補助限度額：5,000万円/件（設備部分は2,500万円） ※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当） 付 TEL:03-5253-8111 FAX:03-5253-1630

## 事業のイメージ

### <支援対象のイメージ>

- 躯体の省エネ改修
  - ・ 天井、外壁等（断熱）
  - ・ 開口部（複層ガラス、二重サッシ等）等
- 高効率設備への改修
  - ・ 空調、換気、給湯、照明 等
- バリアフリー改修
  - ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等

### <省エネ改修例>

The diagram shows a multi-story building with several callouts pointing to specific improvements:

- 断熱材 (例: グラスウール)**: Insulation material (e.g., glass wool) shown as orange blocks.
- 窓サッシ・窓ガラス (例: 複層ガラス)**: Window frames and glass (e.g., double-pane glass) shown as a window cross-section.
- 高効率空調設備**: High-efficiency air conditioning equipment shown as a ceiling-mounted unit.
- 高機能換気設備**: High-performance ventilation equipment shown as ceiling-mounted fans.
- 省エネ性能の表示**: Energy performance label shown as a green and white sign with a star rating.
- スロープの設置**: Ramp installation shown as a concrete ramp with a handrail.
- LED照明**: LED lighting shown as a ceiling-mounted light fixture.

(住宅は対象外)

# Ⅲ - 5 都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備等

## 事業名 : 都市構造再編集集中支援事業

<b>支援策の概要</b>		「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
	<b>対象事業</b>	<p>&lt;市町村、市町村都市再生協議会&gt; 都市再生整備計画に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹事業：道路、公園、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）※、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業等</li> <li>○提案事業：事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）</li> <li>○居住誘導促進事業：住居移転支援、元地の適正管理 等</li> </ul> <p>&lt;民間事業者等&gt;、&lt;都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）&gt; 都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び広域連携誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。</p>
	<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」</li> <li>○立地適正化計画に位置づけられた「地域生活拠点（都市計画区域外の拠点）」</li> </ul>
	<b>交付率</b>	1 / 2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内） 4 5 %（居住誘導区域内等）
	<b>その他</b>	-
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 都市局 市街地整備課 T E L 03-5253-8111（内線32-763） F A X 03-5253-1591

